

問 以下の文章を読んだうえで、下記の(1)から(3)までの小問に答えなさい。  
なお、各小問は、相互に独立した問題である。

土木建設業を営むAはBから多額の金銭を借り入れている。この借入金の弁済期はいまだ到来していない。この借入金を被担保債権として、Aは、Aが自宅として居住するとともに事務所としても使用しているA所有の木造2階建て建物(甲)に抵当権を設定していた。ある夏の夜、仕事を終えダンプカーを運転し帰宅してきたAは、自宅前でブレーキとアクセルを踏み間違えて、道路に面して建っている甲建物に突っ込み、甲建物を倒壊してしまった。

(1)上の事案において、債権者Bのとりうる法的手段としてはどのようなものが考えられるか、説明しなさい。

(2)上の事案で、ダンプカーを運転して甲建物に突っ込んだのが甲建物をAから譲り受けて取得した抵当不動産の第三取得者であるCであったとすると、債権者Bのとりうる法的手段としてはどのようなものが考えられるか、説明しなさい。

(3)上の事案で、ダンプカーを運転して甲建物に突っ込んだのがA・Bとはまったく関係のない第三者Dであったとすると、抵当不動産の所有者であるAのDに対する不法行為に基づく損害賠償請求に加えて、抵当権者であるBもDに対し不法行為に基づく損害賠償請求をすることが認められるべきか否かについて、検討しなさい。

< 出題の趣旨 >

抵当建物の滅失・損傷というシンプルな事例をもとにして、この場合に債権者は自己の債権回収のために何をしなければならないか、また何ができるかを問うものである。それは、抵当建物の滅失・損傷がどのような人物(債務者、抵当権設定者、それともこれら以外の第三者)によってもたらされたのかによって異なってくるので注意が必要である。

比較的単純な紛争事例を前にして、民法の基本事項についての多少の実践的な応用力や理解度が試される。また、抵当建物が第三者によって滅失・損傷された場合に、この第三者に対し、抵当建物の所有者に加え、抵当権者にも不法行為に基づく損害賠償請求を認めるべきか否かの問題においては、物上代位の制度をも考慮に入れて、妥当な結論を意識しながら、関係当事者の利益状況を総合的に検討考察することが期待されている。ここでは、問題となっている場面と関係する民法上の諸制度・諸規定を視野に入れ、その相互の関係を的確に把握しながら、全体として整合性がとれた妥当な結論を導くこと

のできる解釈論を展開する力とか、民法上の諸制度・諸規定の相互関連性に意識した勉強をしてきたかどうかを試される。

<採点ポイント>

次に関する記述である。

( 1 ) について

- ・ 期限の利益喪失による被担保債権の履行請求はどうか？
- ・ 増担保請求はどうか？
- ・ A に対する不法行為に基づく損害賠償請求はどうか？

( 2 ) について

- ・ 期限の利益喪失による被担保債権の履行請求はどうか？
- ・ 増担保請求はどうか？
- ・ C に対する不法行為に基づく損害賠償請求はどうか？

( 3 ) について

- ・ 肯定説と否定説、それぞれの論拠